

今月のテーマ

障害者の貧困  
— 文化的な最低限度の生活を

4人に1人以上が貧困！

2016年2月16日付の東京新聞朝刊に「障害者の貧困率は健常者の倍4人に1人以上 慶大教授ら初算出」との見出しが躍りました。ここでは、障害者の相対的貧困率（注）が25%を超え、4人に1人以上が貧困状態にあること、障害のない人の数値に比べ、ほぼ2倍になることが伝えられました。

この記事のもとになったのは、山田篤裕さん（慶應義塾大学）が行った貧困調査の報告（山田、百瀬、四方「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』1・15（2015）です。今回、この報告にもとづいて、障害者の貧困の実態を見ていきたいと思えます。

きょうつされんの調査から

障害者の生活を明らかにしたものと、きょうつされんが行った「障害のある人の地域生活実態調査」（2012）があります。これは福祉的就労をしている障害者の1万人を調査したものです。

そこでは、障害者本人の所得で見た場合、年収100万円以

下の人が56・1%にものぼり、2人に1人が相対的貧困にあるという深刻な実態がわかりました。そして、6割弱が親と同居しており、低収入になるほど人間関係が遠ざかり、社会との接点が少なくなるのが報告されました。

貧困調査の概要

山田らの行った貧困調査は、厚

労省の「国民生活基礎調査」を使って、「障害や身体機能の低下など、手助けや見守りを必要としている」と答えた人を対象に算出されました。

そして、本人の所得のみでなく、同一の世帯内の他の世帯員の所得を考慮したうえで貧困率を推計しています。

同調査に関わった百瀬優さん（流通経済大学）は、JD連続講座（2016年1月25日）で講演し、「政府は子どもなどを対象にした貧困率は計算しているが、障害者に限った貧困率は出していない。障害者の貧困の問題は、その問題の大きさに比して基礎的なデータが少ない。今回の調査は、障害者の貧困の実態を明らかにする貴重な研究だ」と強調しました。

＊

貧困調査では、先のきょうつされんの調査と同様に、障害者本人の所得のみで貧困率をみた場合、20～39歳で80%近くになり、どの世代でも過半数を超える状況になっています。本人所得のみでは、多

障害者と障害のない人の貧困率

	障害者	障害のない人
20～39歳	28.8%	13.8%
40～49歳	26.7%	13.4%
50～64歳	27.5%	14.6%

▲図 『東京新聞』2016年2月16日朝刊より

数の障害者が貧困な状況に追い込まれていることがあらためて示されました。

つぎに、同一世帯内の他の世帯員の所得を考慮した場合、20～39歳で28・8%、40～49歳で26・7%、50～64歳で27・5%の貧困率となりました（図参照）。これは、障害のない人がそれぞれ13・8%、13・4%、14・6%となっていることと比較すると、ほぼ2倍の貧困率でした。さらに、障害者のいる世帯では、貯蓄なしの割合が、3割にのぼるなど、暮らしの実態はたいへん厳しくなっています。

障害者の生活はどうなっているのか？

—取材から

肢体障害のある鈴木清子さん（仮名・65歳）は、東京で一人暮らしをしています。外出時には電動車イスを利用し、部屋では補装具を使って生活をしています。

月収は障害年金と諸手当の約12万円です。水光熱費、家賃、携帯などの通信費、新聞代といった固定費と食費で、自由に使えるお金はとても少なくなります。

鈴木さんは、「障害者はふだんの生活で、障害のない人よりお金がかかる」と言います。例えば、鈴木さんの母が入院をしたときに、障害がなければ電車やバスで行けるところをリフトタクシーを頼まなければならない、高くなってしまいました。ふだんの生活でも余計に出費が多くなるのに、緊急のときは、普通以上にお金がかかってしまいます。

余暇や人間関係が貧困に

また、友だちとごはんを食べに行きたい、遊びに行きたいと思ってもそれにも障壁があります。外食をしようにも、もともと車イスで入れるお店が少なく、値段や種類などを選ぶ選択肢が狭くなっています。

コンサートに行きたいと思っても、チケット代や移動のことを考えると、簡単には行けません。そして、友だちも財政的に厳しい人であれば、お金をかけさせてしまうのは申し訳ないと、誘うのも躊躇してしまいます。

鈴木さんは、押し花が好きで、友だちと押し花教室を開いていました。しかし、そこでも材料費や講師のお礼など、「なにか集まると、集まりにくくなり、そんなにむりしなくてもいいや」と思ってしまう。

そして、「外出をするなど、なにをするにしても一つひとつのことでお金とエネルギーがそがれてしまい、外に出るのもおっくうになってしまう。それにとまって人間関係も狭まってしまう」と語ります。

介護保険への移行で厳しく

さらに、鈴木さんの生活を追い込むのが、介護保険への移行です。65歳になり、障害福祉から介護保険への移行を求められました。介護認定で要支援になり、それまでの身体介助や通院介助の時間が大幅に減らされました。そして、1割負担が課せられ、利用料がこれまでの2倍になってしまいました。いまは生活のなかでなにを削るかを考えています。

また、この調査では、公的年金（障害、老齢、遺族）の有無別で貧困率を推計していますが、公的年金を受給しているにもかかわらず、本人所得のみでは半数以上が相対的貧困の状態にあり、世帯員の所得を考慮しても、高い貧困率になりました。

＊

貧困は、最低限度の生活ができ

ないだけでなく、人間関係や文化的な生活をも蝕んでいきます。障害者の貧困は、以前から指摘されていたにも関わらず、抜本的な対策はとられてきませんでした。それどころか、さらに障害者を苦しめる政策が進められています。こうした動きに声を挙げるために4月21日には「ふつうに生きていくらしい！ 障害者権利条

約・基本合意・骨格提言の実現をめざす4・21全国大集会」の準備が進み、さらに5月12日には「社会保障・社会福祉は国の責任で！ 憲法25条を守る5・12共同集会」が障害、高齢、子どもなどの多様な団体の共同で催されます。一人ひとりの声を集め、人間らしい生活の保障を求めていきましょう。

注）相対的貧困率は、一人あたりの可処分所得（収入から税金や社会保険料などを除き、公的年金などを合計した金額）を高い人から順に並べ、真ん中となる人の所得額（中央値）の半分に満たない人が全体に占める割合のこと。

黒川真友（くろかわ まこと）

『みんなのねがい』編集部